

資料1 主要国の児童手当、税制による子育て支援の比較(2009年)

		イギリス	スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ	日 本
児 童 手 当	支給対象	・16歳未満の児童(全日制教育又は無報酬の就労訓練を受けている場合は20歳未満) ・第1子から	・16歳未満の児童(多子割増手当については16歳以上20歳未満の学生も支給対象) ・第1子から	・18歳未満の児童(失業者は21歳未満、学生は27歳未満) ・第1子から	・20歳未満の児童 ・第2子から	制 度 な し	・小学校修了までの児童 ・第1子から
	支給月額(2009年)	・第1子 週£20.00(月額換算約1.2万円) ・第2子以降 週£13.20(月額換算約0.8万円)	・子1人当たりSEK1,050(約1.3万円) ・多子割増手当 2人 SEK100(約0.1万円) 3人 SEK454(約0.5万円) 4人 SEK1,314(約1.6万円) 5人 SEK2,363(約2.8万円)	・第2子まで164€(約2.1万円) ・第3子170€(約2.1万円) ・第4子以降195€(約2.4万円)	・第2子123.92€(約1.5万円)、第3子以降158.78€(約2.0万円) ・11歳以上の児童には加算(11～15歳34.86€(約0.4万円)、16歳以上61.96€(約0.8万円))		3歳まで 月10,000円 3歳～小学校卒業 ・第2子まで月5,000円 ・第3子以降月10,000円
	所得制限	な し	な し	なし(ただし、所得が大きい場合には税の控除が適用)	な し		非被用者780万円未満、被用者860万円未満(夫婦、子2人の世帯)
	財 源	・全額国庫負担	・全額国庫負担	・全額公費負担(連邦政府74%、州政府及び自治体26%)	・事業主拠出金(拠出金率5.4%)と一般福祉税(CSG、年金や医療保険充充分を合わせ税率7.5%)		・国、地方公共団体及び事業主拠出金(拠出金率0.13%)
税 制	とられている措置	・児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる子どもを養育する家庭に対し、最大、1家庭当たり£545(約7.6万円)及び児童一人当たり£2,235(約31.1万円)を税額控除(所得額が増加すると控除額は減少し、£58,000(約806万円)を超えると適用がなくなる。)	な し	・児童扶養控除 扶養する児童1人当たり6,024€(約75.3万円)の所得控除(両親がいる場合)。児童手当よりも控除税額が大きくなる場合に適用。(児童手当は一旦全員に支給され、児童扶養控除の適用については税の申告時に精算される。)	・n分n乗方式により、子どもの多い世帯ほど税負担が軽減(1946年より導入)	・児童税控除 17歳以下の扶養児童1人当たり1,000\$ (約9.5万円)の税額控除(夫婦の所得が110,000\$ (約1,045万円)までの世帯、それ以上の場合は控除額が所得に応じて逓減) ・扶養家族課税控除 扶養家族1人当たり3,100\$ (約30万円)の所得控除	・扶養控除 扶養家族1人当たり38万円(所得税)、33万円(住民税)が所得控除。(16～23歳の扶養家族については25万円控除額が割増し)
	児童手当と税制上の措置との関係、経緯	・1975年に児童手当と児童扶養控除を一元化し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から) ・その後、新たに児童税額控除制度が創設(児童手当制度と併存)	・1948年にそれまでの児童扶養控除を廃止し、児童手当制度を創設(児童手当制度に一本化)	・1995年に児童手当と児童扶養控除の選択制を導入、額も引上げ ・かつて、1975年に児童扶養控除を廃止し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から)したが、1983年に児童扶養控除が復活	・n分n乗方式は、1946年に財政法により導入(家族手当制度と併存)	(児童税控除は2002年までは500\$であったが、2003年に1,000\$に引き上げられ、2004年に適用期限が2010年まで延長された。)	・児童手当制度と扶養控除制度は併存

(注) 換算レートは、1ドル(\$)=95円、1ユーロ(€)=125円、1ポンド(£)=139円、1スウェーデンクローネ(SEK)=12円(平成21年7～12月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)

資料2 家族給付と税額控除の融合例 (Canada Child Tax Benefit)

The History of Federal Child Benefits in Canada

1918 - Child Tax Exemption: This exemption provided income tax savings that increased as taxable income increased. It did not provide benefits to families that did not have a tax liability.

1945 - Family Allowance: This benefit was provided to all Canadian families with dependent children.

1973 - The Family Allowance benefits were tripled, indexed to the cost of living, and made taxable.

1978 - Refundable Child Tax Credit: This targeted and income-tested child benefit, which was delivered through the tax system, provided a maximum benefit to low-income families, a declining amount to middle-income families, and no benefit to upper-income families.

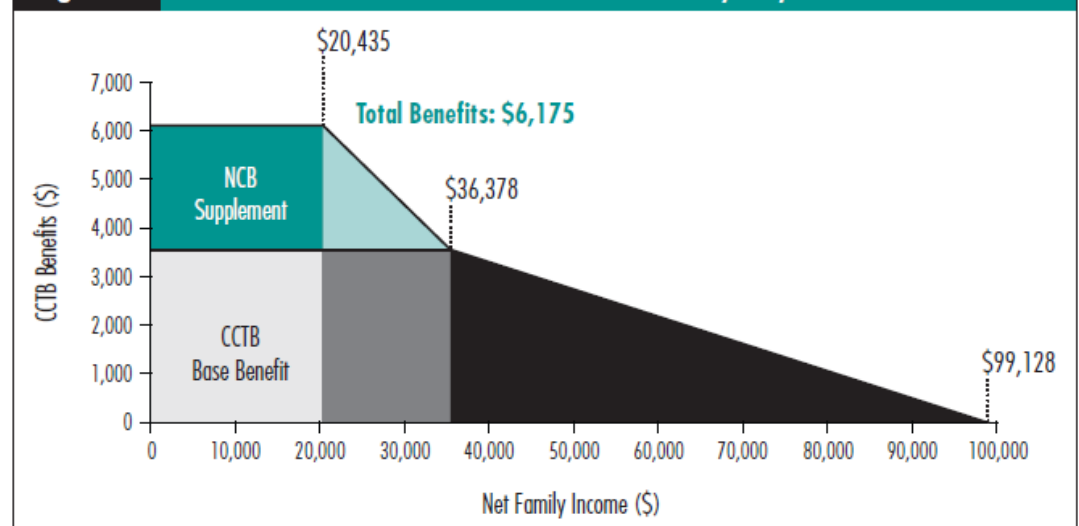
1993 - Child Tax Benefit (CTB): This benefit consolidated refundable and non-refundable child tax credits and the Family Allowance into a monthly payment based on the number of children and level of family income. It also included the Working Income Supplement (WIS), which provided an additional benefit to low-income working families with children. In 1993, federal expenditures on child benefits, including WIS, totalled \$5.1 billion.

1998 - The CTB was replaced by the Canada Child Tax Benefit (CCTB). The National Child Benefit (NCB) Supplement replaced the WIS, and is provided to all low-income families as part of the new CCTB.

2006 - The Government of Canada introduced the Universal Child Care Benefit (UCCB). All families, including low-income families, receive \$100 a month for each child under the age of six, taxable in the hands of the lower-income spouse.

2007 - Budget 2007 announced a new Child Tax Credit which provides additional tax relief for families with children. For 2007, this tax credit provides up to \$306 in tax savings for each child under the age of 18.

Figure 2 The Canada Child Tax Benefit for a Two-Child Family: July 2006 to June 2007

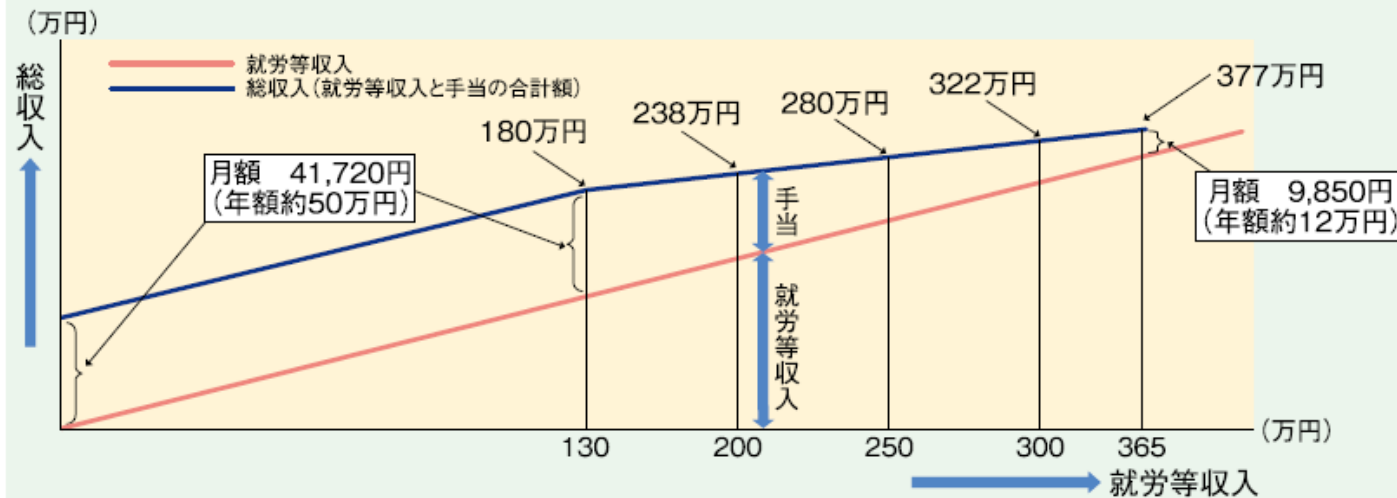


資料3 児童扶養手当の給付水準と所得制限

図表4-1-1 所得制限限度額

扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円	192万円
1人	57万円	230万円
2人	95万円	268万円
3人	133万円	306万円
4人	171万円	344万円
5人	209万円	382万円

図表4-1-2 児童扶養手当給付水準（母と子ども1人の世帯）



（資料）「母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告」（平成20年版）

資料4 ひとり親世帯に対する税・給付制度 (OECD : Benefits and Wagesより)

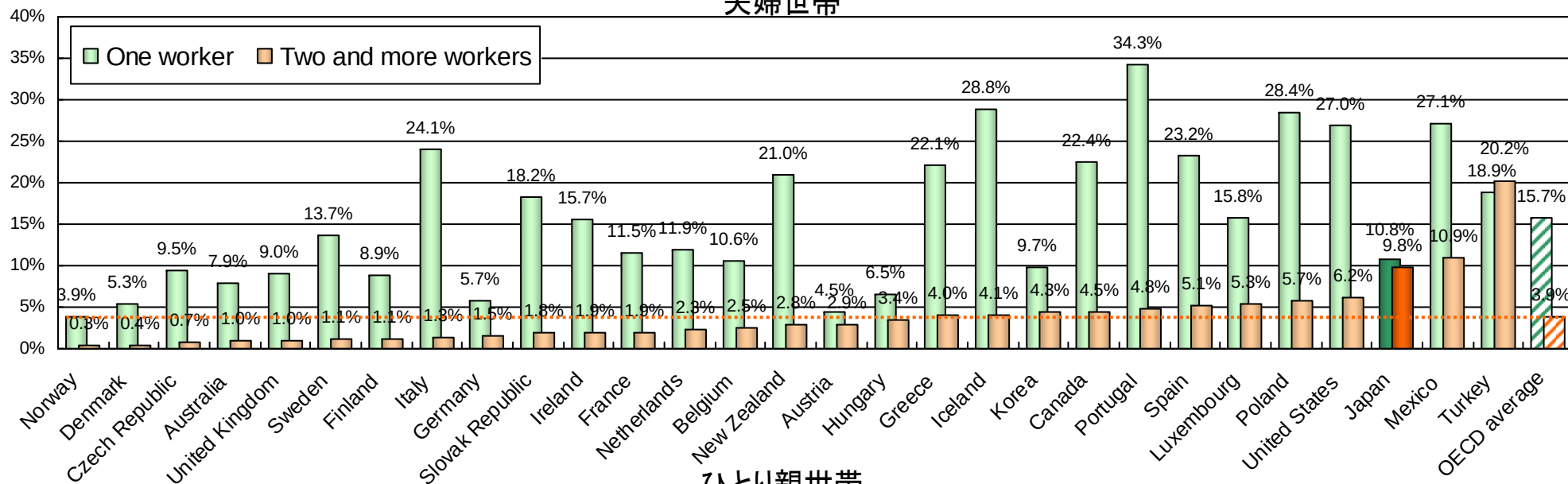
Lone-parent tax and benefit schemes¹
2007

Type of benefit		Maximum supplementary benefit for one child aged 3(2)		Test on income or capital	Earnings/income disregard and benefit withdrawal	Additional information
		National currency	% of AW			
[1]		[2]	[3]	[4]	[5]	[6]
France	Lone-parent benefit (API).	8,979	28	Net taxable income.	--	The benefit amount is equal to the difference between this maximum amount and the household net taxable income. EUR 2244.72 per additional child. Limited in time disregards exist for unemployed lone-parents going back to work.
	Family benefit for young children (PAJE): higher income disregard.	--	--	Net taxable income.	Disregard: additional EUR 10394.	--
	Different family quotient	--	--	--	--	Additional half-part in family quotient for the first child. Taxable income is divided by the number of parts. The total income tax equals the liable tax on one part multiplied by the number of parts.
Germany	Tax allowance.	[1 308]	--	--	--	--
Japan	Lone-parent benefit.	500,640	10	Income	Disregard of JPY 1.3 million. Reduction of JPY between 10000 and 31870 for income up to JPY 3.65 million.	JPY 560640 for parent with 2 children plus JPY 36000 for each additional child.
Sweden	Lone-parent benefit.	15,276	5	No	--	For children up to age 16 (20 if student).
United Kingdom	Working Tax Credit: Lone Parent Element	1,700	5	Yes	--	Lone-parents must be working over 16 hours per week.
United States	Tax allowance: higher personal rate.	Less than for a two-parent family		--	--	Basic tax relief for a single head of household.
	Different income tax schedule.	--	--	--	--	"Head of household" tax bands.

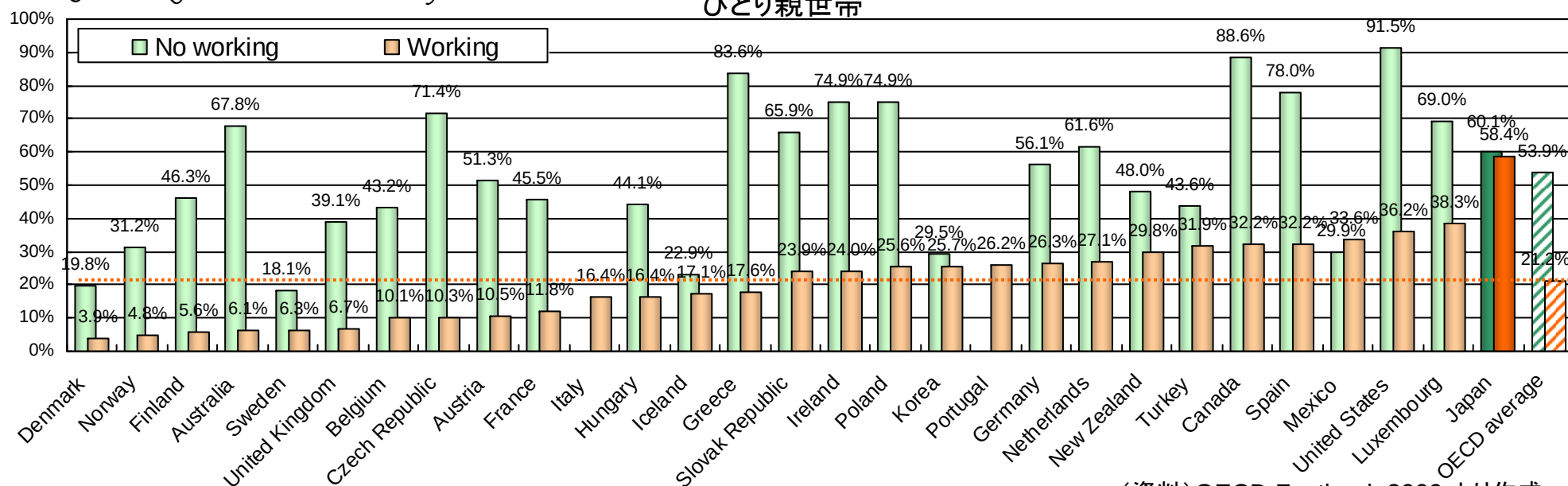
(資料) OECD : Benefits and Wages 2007

資料5 子どものいる世帯(世帯主18～65歳)の構成員の貧困率(2000年代半ば)

夫婦世帯



ひとり親世帯

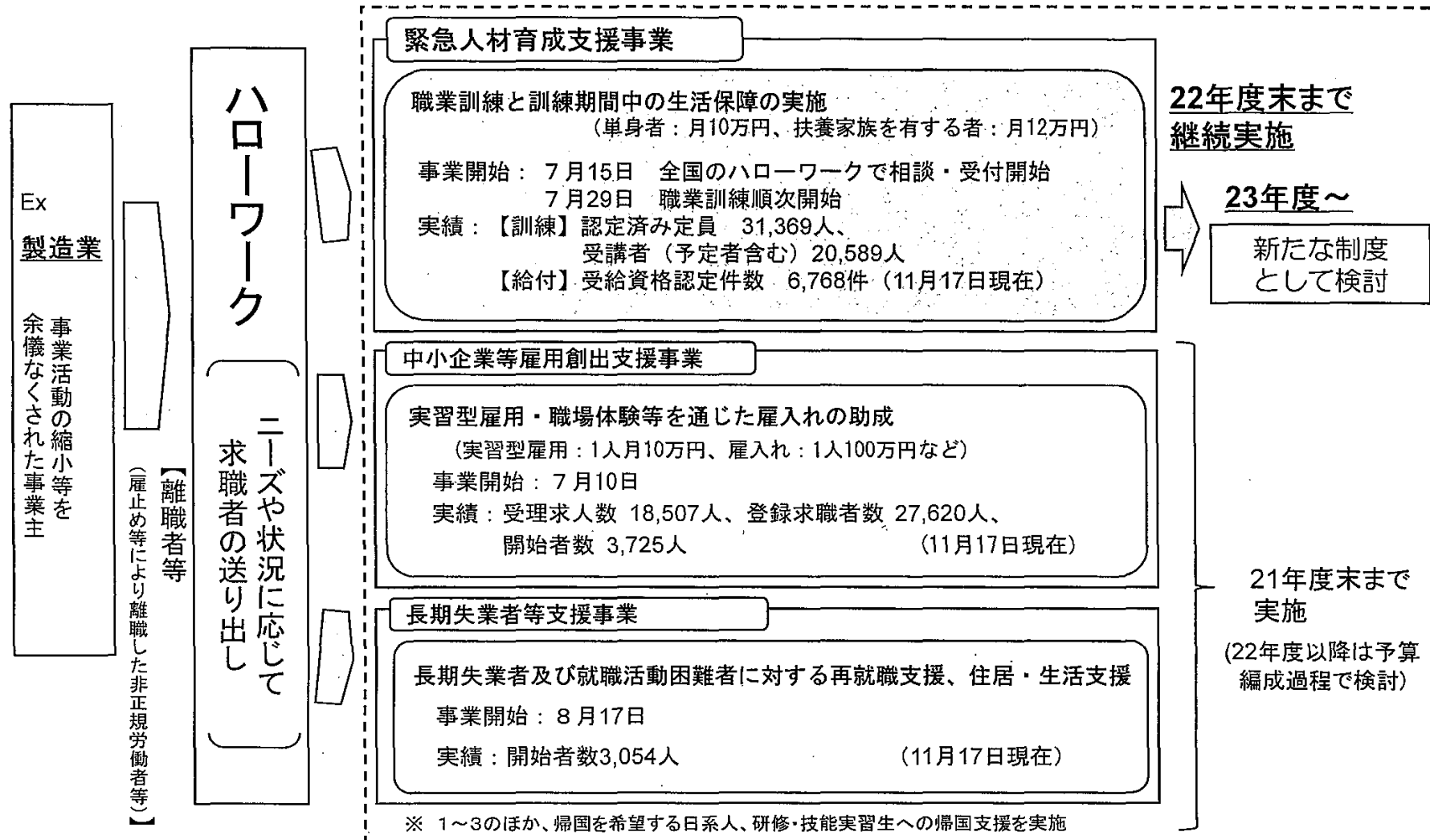


(資料)OECD Factbook 2009 より作成

資料6 「緊急人材育成・就職支援基金」の見直し

21年度補正予算額 7,000億円 → 返納見込額 3,533.5億円

- 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。



資料7 訓練・生活支援給付(緊急人材育成支援事業)のあらまし

趣旨

雇用保険を受給できなくても安心して職業訓練を受けられるように、主たる生計者等一定の要件を満たす受講者には、訓練期間中の生活費を給付(希望者には貸付を上乗せ)する。

概要

(1) 主な要件

以下のいずれにも該当する者

- ① 公共職業安定所長のあっ旋により、基金訓練または公共職業訓練を受講している者
- ② 雇用保険や職業転換給付金を受給できない者
- ③ 原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること
- ④ 年収が200万円以下であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること。
- ⑤ 世帯全員で保有する金融資産が800万円以下であること。
- ⑥ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者

(2) 受講者に対する給付金・貸付

【月額】

	給付	貸付
(1) 単身者	10万円	上限5万円
(2) 被扶養者を有する者	12万円	上限8万円

※ 給付・貸付を受けるには訓練の出席日数が8割以上必要

資料8 補足的な失業扶助制度

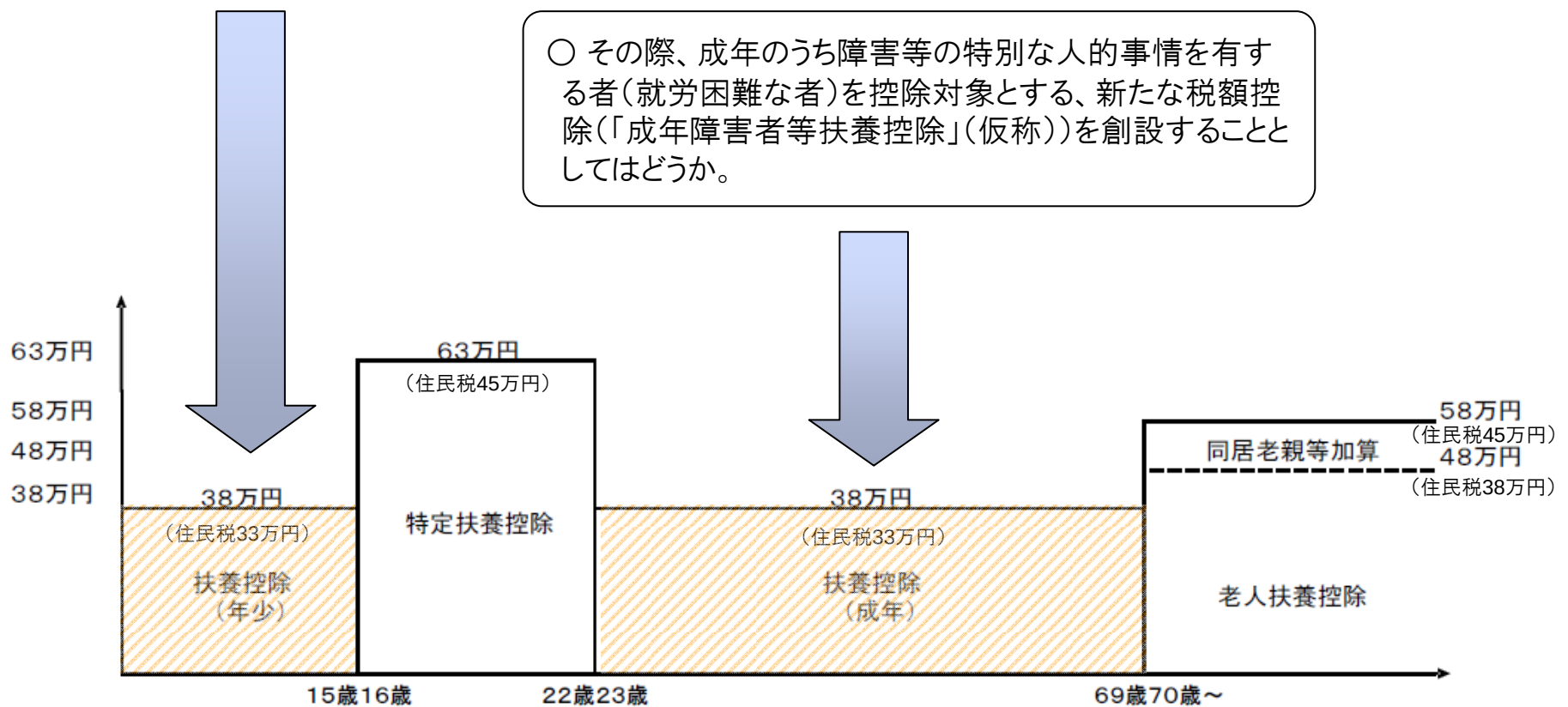
	イギリス	ドイツ
制度名	所得調査制求職者給付 (Income-based JSA)	失業給付II (Arbeitslosengeld II)
根拠法令	求職者給付法 (Jobseekers Act 1995)	社会法典第2編 (SGB II)「求職者のための基礎保障 (Grundversicherung für arbeitsuchende)」
管理運営主体	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。	連邦雇用庁及び地方自治体
財源	政府の一般財源 (全額国庫負担)	連邦政府の一般財源 (全額国庫負担。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)
受給対象者	原則として18歳以上年金受給年齢 (男性65歳、女性60歳) 未満の失業者であるイギリス居住者 (ただし、16歳及び17歳のものについては例外があり)。	働くことはできるが仕事がなく生活に困窮している者 (大半は失業給付の受給期間が終了した者)
受給要件	(1) 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2) 就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3) パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (4) 現在フルタイムの教育を受けていないこと (5) 提出制求職者給付の受給資格がないこと又は提出制求職者給付を超える生活費を必要とすること (6) 資産が16,000ポンド以下であること (7) 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと ※ 60歳から64歳の失業者の場合は、求職活動の義務及び求職者協定の締結義務は免除される。	(1) 15歳以上65歳未満であること (2) 1日3時間以上は就労できる者であること (3) 適当な仕事に就き、資産や収入を利用しても自身の生計を十分に確保できない状態にあること (4) 資産の保有に関しては、現金は対象者及び対象者の配偶者/内縁も含む (以下「対象者等」という) それぞれが、年齢1歳ごとに150ユーロ (最低3,100ユーロ～最高9,750ユーロ) 認められる。また、年金目的の貯蓄については、別途、対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ (最高16,250ユーロ) 認められる。
給付水準	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情 (障害者、年金受給者がいる等) を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また、資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当 25歳以上の単身者 57.45ポンド/週 両者とも18歳以上のカップル 57.45ポンド/週 加算金 年金受給者 (カップル) 83.95ポンド/週 (2006年4月現在)	給付基準月額 (単身者: 2008年7月現在) 351ユーロ なお、対象者が就労した場合、一定の範囲で控除が認められるが、それ以上就労した場合は、給付が減額される。 また、就労可能な家族には、基準月額の80%、就労できない14歳以上の家族には基準月額の80%、14歳未満の児童には基準月額の60%が別途支給される。 ※ 2006年7月から旧東ドイツ地区の単身者の基準月額が331ユーロから345ユーロに引き上げられた。
給付期間	所得調査により低所得であることが確認され、求職者要件を満たしていれば年金支給開始年齢 (男性65歳、女性60歳) まで無制限	上限無し (65歳まで受給可能)
給付実績等	約62万人 (2005年2月) (提出制求職者給付) の供給者約1万5千人を含む)	受給者 498万人 支給総額 250億ユーロ (いずれも2005年実績)
備考		58歳以上の受給者は、求職活動義務を免除されている。 なお、適当な仕事の紹介を拒否した者は、給付の3割が3か月に渡り減額される。

	フランス	スウェーデン
制度名	連帯失業手当 (ASS)	基礎保険
根拠法令	労働法典第L.351条	失業保険法及び失業保険基本法
管理運営主体	制度管理は国、事業の管理運営は地域商工業雇用協会 (Assedic) 及び全国商工業雇用連合 (Unedic) が行う	失業保険基金アルファ
財源	政府の一般財源 (全額国庫負担)	国の一般財源
受給対象者	原則失業給付の受給期間を満たした長期失業者。ただし、50歳以上の失業者は、失業保険給付 (雇用復帰支援手当 (ARE)) の代わりに ASS の受給が可能	20歳以上65歳未満の労働者又は自営業者で、失業保険基金に加入していない者、加入期間が12か月に満たない者で就労要件を満たす者又は一定の要件を満たす学生
受給要件	(1) 離職前10年間に5年以上就業していたこと (ただし、子どもを育てるために休業していた場合は、3年を上限として子ども一人につき1年、就業年数の条件を軽減できる) (2) 実際に求職活動を行っていること (ただし、55歳以上の者については免除される) (3) 手当を申請した時点で、一定以上の月収 (2008年1月1日現在、単身者1,031.80ユーロ、夫婦1,621.40ユーロ) がいないこと なお、ASSの代わりに最低社会復帰扶助 (RMI: Revenu minimum d'insertion) の受給を選択することも可能で、どちらか一方のみ受給することができる。	失業前に週40時間就労していたこと (40時間未満の場合は、給付額減額)
給付水準	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合、 月間収入589.6ユーロ未満で442.2ユーロ (月額)。 月間収入589.60ユーロ以上1,031.80ユーロ未満で1,031.80ユーロと収入の差額 (月額)。 月間収入1,031.80ユーロ以上で給付ゼロ (2008年1月1日現在)	一律日額320クローナ
給付期間	原則6か月 (更新可能)	最大300日 (その後活動保障プログラムに移行)
給付実績等	受給者 約385,300人 (2008年9月30日現在) うち50～59歳が全体の50.5%、60歳以上が10.5%を占める。 (2008年9月30日現在)	
備考	60歳未満で、満額年金拠出期間 (原則40年) を終えた失業者は、年金受給開始年齢 (60歳) までの間の所得補償手当である年金相当給付 (AER) の受給が可能 (所得制限あり、基準月額968ユーロ (2008年9月現在))。 なお、連帯失業手当 (ASS)、年金相当給付 (AER) のいずれも受給できない場合、生活保護に相当する最低社会復帰扶助 (RMI) の受給が可能。	

資料出所 厚生労働省 (2008.12)「2007～2008年海外情勢報告」、同 (2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」・同 (2004.3)「2002～2003年海外情勢報告」、IAF (2007) *The Swedish Unemployment Insurance Scheme* 等
(注) 日本、アメリカには補足的失業扶助制度はない。

資料9 扶養控除の廃止に向けた議論(12月4日税制調査会資料より作成)

○「所得再分配機能の回復」、「控除から手当へ」との考え方の下で、「就労している者と就労していない者のバランス」も考慮し、「子どもの養育を社会全体で支援する」との観点から、22年度改正において、「子ども手当」の議論とも関連し、扶養控除(年少、成年)を廃止することとしてはどうか。



資料10 所得税・住民税の扶養控除を見直した場合の他制度への影響 (12月4日税制調査会資料より抜粋)

課税総所得金額、税額(非課税か否かも含む)等を活用している制度に影響あり

関連制度	住民税	所得税
私立幼稚園就園奨励費補助	○	
高等学校交通通児授業料減免		○
国民健康保険制度(保険料等)	○	
後期高齢者医療制度(自己負担)	○	
障害者自立支援制度(自己負担)	○	
障害福祉サービス等の措置入所・利用(自己負担)	○	○
精神障害者措置入院費(自己負担)		○
保育所の保育料		○
児童入所施設への入所(自己負担)	○	○
助産施設における助産の実施(自己負担)	○	○
養護老人ホームへの入所措置等(入所措置要件等)	○	○
軽費老人ホームの利用(自己負担)	○	○
小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付(自己負担)	○	○

関連制度	住民税	所得税
未熟児養育への医療費給付(自己負担)	○	○
小児慢性特定疾患研究事業による治療研究に係る医療費の支給(自己負担)		○
結核児童への療育費給付等(自己負担)	○	○
肝炎治療費(自己負担)	○	
特定疾患治療研究に係る医療費の支給(自己負担)		○
難病患者等居宅生活支援(自己負担)		○
ハンセン病療養所非入所者給与金	○	
原爆被爆者家庭奉仕員派遣		○
訪問介護利用被爆者助成		○
職業転換給付金		○

※各府省からの聞き取りによる。国民の負担に直接影響があるもの。
 ※その他、児童扶養手当等扶養親族の数等を活用している制度もある。
 ※さらに、住民税額等を活用している地方団体独自の制度もある。

資料11 保育所の利用者負担(費用徴収基準額)

階層区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	108,000円 (月額9,000円)	72,000円 (月額6,000円)
第3階層		市町村民税課税世帯	234,000円 (月額19,500円)	198,000円 (月額16,500円)
第4階層	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	360,000円 (月額30,000円)	324,000円(※) (月額27,000円)
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	534,000円 (月額44,500円)	498,000円(※) (月額41,500円)
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	732,000円 (月額61,000円)	696,000円(※) (月額58,000円)
第7階層		413,000円以上	960,000円(※) (月額80,000円)	924,000円(※) (月額77,000円)

(※) 費用徴収基準額より各地域区分毎の保育単価が下回る場合には、その保育単価が費用徴収の限度となる

(参考) 平均保育単価(年額) 0歳児190.2万円 1～2歳児113.1万円 3歳児55.4万円 4～6歳児47.7万円

資料12 幼稚園就園奨励費

階層区分	定 義	補助単価	保護者の実負担額(※) (保育料全国平均294,000円との差額)
I	生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	153,500円	140,500円
II	市町村民税 所得割非課税世帯	116,300円	177,700円
III	市町村民税所得割課税額 34,500円以下	88,400円	205,600円
IV	市町村民税所得割課税額 183,000円以下	62,200円	231,800円

(※) 第2子以降の保護者負担については軽減措置がとられている。

第2子 ・ ・ 兄弟が幼稚園児の場合 第1子の0.5倍(半額) 兄弟が小1～3の場合 第1子の0.9倍

第3子以降 ・ ・ 兄弟が幼稚園児の場合 第1子の0.0倍(無償) 兄弟が小1～3の場合 第1子の0.0倍(無償)

資料13 高額療養費制度自己負担限度額(70歳未満の場合)

定 義	自己負担限度額(世帯合算)
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上、 基礎控除後の総所得金額600万円以上)	150,000円+1% (過去12か月に3月以上高額療養費の支給を受けている場合は83,400円)
一 般	80,100円+1% (同上 44,400円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (同上 24,600円)